

令和7年度秋田県交通安全運動推進要綱

令和7年3月5日
秋田県交通安全対策協議会決定

1 運動の目的

県民の交通安全に対する意識の高揚を図ることにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 主唱

秋田県交通安全対策協議会

4 運動の推進機関・団体

別添のとおり

5 運動のスローガン

『急がずに マナーとゆとりで 交通安全』

6 運動の基本及び重点

(1) 運動の基本

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）

～歩行者ファースト意識の浸透～

(2) 運動の重点

ア 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

（自転車については、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、「自転車安全利用五則」、自転車乗用時のヘルメット着用の周知徹底）

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 飲酒運転等の危険運転の防止

※その他、時季に応じた重点を別途定める。

3 シートベルト・チャイルドシート着用推進運動

1 運動の目的

シートベルトとチャイルドシートは、交通事故から命を守り、負傷の被害軽減が期待できることから、自動車利用者のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

2 運動の期間

4月1日から翌年3月31日まで（強調期間：7月1日から7月31日までの1か月間）

3 運動の重点

- (1) シートベルト着用とチャイルドシート使用の必要性及び着用効果(使用効果)の理解促進
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- (3) 乳児や幼児の体格にあったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 各種会合等において、後部座席を含めた全ての座席において、シートベルト着用とチャイルドシートを正しく使用することの必要性・効果に関して、理解の促進及び正しい使用方法を指導する。○ 保育所等で保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法と効果についての講習会を実施し、着用意識の向上を図る。○ シートベルトコンビンサー（模擬衝突体験車）などを利用した参加・体験・実践型の交通安全教育及び講習会、イベント等を開催して、着用効果と必要性の理解の促進を図る。○ 職場では、安全運転管理者、運行管理者等が、朝礼等の機会にシートベルトの着用効果を理解させるとともに、定期的な着用状態調査を通じて、着用の促進を図る。○ 高齢者を対象とする講話では、免許更新前の一定期間における一定の違反歴保有者に対する運転技能検査が新設されていることのほか、乗車中のシートベルト着用を呼び掛ける。○ 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会において、交通事故防止に関する資料等を紹介して、着用の重要性の理解を図る。
街頭指導等の充実強化	<ul style="list-style-type: none">○ 交通指導隊、交通安全母の会等交通関係機関・団体による積極的な街頭活動において「声かけ運動」を実施する。○ 交通指導取締りを強化する。

<p>広報啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用、シートベルト及びチャイルドシートを体格に合わせて正しい姿勢で使用することを呼び掛ける。 ○ 関係機関・団体が相互に連携し、各種キャンペーンや街頭活動において、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を呼び掛ける。 ○ 庁内放送、庁内掲示板等を活用して、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用等を呼び掛ける。 ○ 横断幕、懸垂幕、幟旗、立て看板、チラシ、ポスター等を作成して、掲出・配布し、着用を呼び掛ける。
<p>交通関係機関・団体との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通関係機関・団体が、相互に連携し、街頭において、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の指導等を積極的に実施する。